

1 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（改定案）

2
3
4 第1 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

5
6 1. 我が国における海岸漂着物対策の経緯

7 国土の四方を海に囲まれた我が国において、海岸は、身近な存在であり、古来より
8 我が国の人々の生活と生産活動を支えてきたかけがえのない国民共有の財産である。

9 我が国の海岸には白砂青松の美しい浜辺に代表される良好な景観を有するものが数
10 多く存在するほか、海岸は陸と海が接し、砂浜、岩礁、干潟等多種多様な生物が相互
11 に関係しながら生息・生育する貴重な場ともなっている。また、海岸は漁業活動の場
12 や港として利用がなされるとともに、干拓による農地の開発等も行われ、生産や交通
13 輸送のための空間としての重要な役割も果たしている。さらに、海水浴場等のように
14 レジャーやスポーツ等のレクリエーション活動の場としての役割も担っている。この
15 ように、今日我々は、日々の生活において海岸がもたらす有形又は無形の多大な恵沢
16 を享受している。

17 しかしながら、近年、我が国の海岸に、我が国の国内や周辺の国又は地域（以下「周
18 辺国」という。）から大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、白砂
19 青松に代表される美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じ
20 ている。

21 こうした状況を踏まえ、平成21年7月に、海岸漂着物対策の推進を図ることを目的
22 として、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保
23 全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「海
24 岸漂着物処理推進法」という。）が議員立法により全会一致で可決・成立し、公布・施
25 行された。

26 海岸漂着物処理推進法に基づき、国は、海岸漂着物等の実態把握調査を行うほか、
27 都道府県等が実施する海岸漂着物等の処理や発生抑制のための取組に対して財政的な
28 支援を行ってきた。また、漂流又は漂着した流木の回収、漁業者による海域環境保全
29 のための取組への支援などを行ってきており、これらの取組は、海岸漂着物等の円滑
30 な処理及び発生の抑制に寄与してきた。

31 しかしながら、海岸漂着物処理推進法施行後約10年が経過した現在においても、我
32 が国の海岸には、国内外から多くの海岸漂着物（海岸に漂着したごみその他の汚物又
33 は不要物をいう。以下同じ。）が漂着し、また我が国の沿岸海域において漂流し、又は
34 その海底に存するごみその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）が船舶
35 の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしてい
36 る。

37 さらに近年では、海洋に流出する廃プラスチック類（以下「海洋プラスチックごみ」
38 という。）や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチック¹が、生態系に与え得

39 る影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球
40 規模の課題となっている。

41 平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェ
42 ンダ」では「2025 年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染
43 など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減すること」が持続可能な開発目
44 標 (SDGs) ² のターゲットの一つとして掲げられるとともに、G7 や G20 においても海洋
45 ごみが議題とされ、平成 28 年の G20 ハンブルク・サミットでは「海洋ごみに対する
46 G20 行動計画³」が合意された。また、国連環境計画 (UNEP)、東南アジア諸国連合 (ASEAN)、
47 日中韓三カ国環境大臣会合 (TEMM) 等の場で海洋ごみについて議論されており、国際
48 連携・協力の必要性の認識が高まっている。

49 このような状況を受け、海岸における良好な景観及び環境の保全並びに海洋環境の
50 保全を図るとともに、国際的な課題に取り組むため、「美しく豊かな自然を保護するた
51 めの海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関
52 する法律の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 64 号) が議員立法により全会一致
53 で可決・成立し、平成 30 年 6 月 22 日に公布・施行された。

54 55 2. 海岸漂着物対策の基本的方向性

56 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理を図るための施策とその効果的な発
57 生抑制を図るための施策の推進を通じて、海岸における良好な景観及び環境並びに海
58 洋環境の保全を図ることを目的としてなされるものである。

59 海岸漂着物対策の実施に際しては、海岸が国民共有の財産として国民の健康で文化
60 的な生活の確保に重要な役割を果たしていることに鑑み、現在及び将来の国民が海岸
61 のもたらす恵沢を享受することができるよう、良好な景観、岩礁や干潟等における生
62 物の多様性、公衆の衛生等の海岸の総合的な環境について、その良好な状態を保全す
63 るとともに、海岸漂着物等によって損なわれる環境を再生することを旨として行われ
64 ることが肝要である。

65 また、国内に由来して発生する海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れ
66 を通じて海岸に漂着等したものであって、海岸を有する地域にとどまらず我々の日頃
67 の行動や社会の有り様を映し出す鏡であるとも言える。このため、我が国の美しい山
68 河と豊かな海を守っていくためには、海岸漂着物等の問題に対して、海岸を有する地
69 域だけでなく、流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体となり、循環型社会形成推進基本
70 法 (平成 12 年法律第 110 号) 等の施策と相まって海岸漂着物等の発生を効果的に抑制
71 するなど、広範な関係主体による取組が必要である。

72 さらに、海岸漂着物等はアジアをはじめとする世界各国から流出し、周辺国から我
73 が国の海岸に漂着する物がある一方で、我が国から周辺国の海岸に漂着し、又は海域
74 を漂流する物があることに鑑み、海岸漂着物対策は、世界全体の共通の課題である
75 の認識に立って、国際社会と連携して取り組む必要がある。

76 これを踏まえ、今後我が国における海岸漂着物対策を推進するための枠組みとして、

77 ○海岸漂着物等の円滑な処理を一層推進するとともに、流域圏にある地方公共団体が
78 連携して一体となって海岸漂着物等の発生抑制対策に取り組み、その円滑な処理と
79 発生抑制を施策の両輪として講ずること

80 ○関係者の相互協力が可能な体制づくりや、非営利組織その他の民間団体（以下「民
81 間団体等」という。）、事業者、研究者等との連携、協力、支援を通じて、多様な主
82 体の適切な役割分担と連携の確保を図ること

83 ○地球規模や東アジア・東南アジアなどの周辺国における多国間の枠組みや、二国間
84 協力を通じて、国際的な連携の確保、国際協力の推進を図ること
85 を対策の3つの柱とし、これを軸として施策を展開していくことが必要である。

86 また、昨今国際的な課題となっているマイクロプラスチックについては、含有・吸
87 着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれることによる生態系への影響など、海洋環
88 境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること、及び微細であるためその回収・処分が困
89 難であることから、プラスチック資源循環を徹底し、海洋プラスチックごみ問題の正
90 しい理解を促しつつ、国民的機運を醸成し、違法行為である不法投棄・ポイ捨ての撲
91 滅を徹底するとともに、海岸漂着物等であるプラスチック類をマイクロプラスチック
92 となる前に円滑に処理すること、廃プラスチック類の排出の抑制、経済的・技術的に
93 回避可能なプラスチック類の使用の削減、分別回収・リサイクルの促進等による廃プ
94 ラスチック類の減量、廃プラスチック類の適正な処理を図ることが必要である。しか
95 しながら、マイクロプラスチックはその分布の実態、生態系や人の健康への影響等科
96 学的に未解明の部分が多い。そのため、最新の科学的知見や国際的な動向を勘案し、
97 海域における発生抑制のための施策の在り方を速やかに検討し、その結果に基づき必
98 要な措置を講ずる必要がある。

99 本基本方針に基づき、国内における海岸漂着物等の円滑な処理やその効果的な発生
100 抑制に関する施策の実効性を確保するとともに、国際的な海岸漂着物対策を協力して
101 推進していくことが必要である。

102 103 (1) 海岸漂着物等の円滑な処理

104 大量の海岸漂着物等によって現に海岸の清潔の保持や海洋環境の保全に支障が生じ
105 ている地域においては、まず、海岸漂着物等の処理を進めることが必要である。この
106 ような観点から海岸漂着物処理推進法において、海岸漂着物及び海岸に散乱している
107 ごみその他の汚物又は不要物の処理に関し、海岸管理者等の処理の責任と市町村の協
108 力義務が規定されるとともに、地域外からの海岸漂着物等への対応や漂流ごみ等の円
109 滑な処理の推進等について規定されており、以下の基本的事項に留意して、海岸漂着
110 物等の円滑な処理が図られなければならない。

111 112 ① 海岸管理者等の処理の責任等

113 ア 海岸管理者等の処理の責任

114 海岸管理者等は、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸

115 漂着物等（漂流ごみ等を除く。①及び②において同じ。）の処理のため必要な措置
116 を講じなければならない。このため、海岸管理者等は、海岸の地形、景観、生態系
117 等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着
118 物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずることが求め
119 られる。その際には、海岸漂着物対策の経緯や体制等、地域の実情を踏まえ、海岸
120 漂着物等の回収や処分等に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努めるもの
121 とする。

122 また、海岸管理者等でない海岸の土地の占有者（占有者がない場合には管理者と
123 する。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めなけ
124 ればならない。

125 126 イ 市町村の協力義務

127 市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は海岸の
128 土地の占有者（占有者がない場合には管理者とする。）に協力しなければならない。
129 このため、海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力の在り方に関し、海岸
130 漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者
131 間で合意形成に努める。市町村の協力としては、例えば、海岸管理者等と連携し
132 て市町村が海岸漂着物等の回収を行うこと、回収された海岸漂着物等を市町村の
133 廃棄物処理施設に受け入れて処分すること等が挙げられる。

134 135 ② 市町村の要請

136 市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起
137 因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、海
138 岸漂着物処理推進法第 18 条に基づき、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処
139 理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

140 市町村から海岸管理者等に対して海岸漂着物等の処理に関し要請があった場合に
141 おいて、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえてその内容を検討
142 し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理のため所要の措置を講ず
143 るものとする。

144 145 ③ 地域外からの海岸漂着物等に対する連携

146 ア 都道府県知事による協力の求め

147 国内に由来して発生する海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れを
148 通じて海岸に漂着するものや、潮流や波浪の影響などを受けて、他の都道府県か
149 ら漂着するものもあることから、流域圏で内陸から沿岸に渡る関係主体が一体と
150 なって海岸漂着物対策を行うことが不可欠である。このため、都道府県知事は、
151 海岸漂着物処理推進法第 19 条第 1 項に基づき、海岸漂着物等の発生状況を把握し、
152 海岸漂着物等の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らか

153 であると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、当該他の都道府県の知事
154 に対して、海岸漂着物等の処理やその発生抑制等に関して積極的に協力するよう
155 求めることが望まれる。

156 都道府県知事は、海岸管理者等の要請に基づく場合のほか、他の都道府県知事
157 の協力を必要とする状況が生じていると判断する場合には、同項に基づき、海岸
158 管理者等の意見を聴いた上で、他の都道府県知事に協力を求めることができる。

159 また、協力の求めを受けた当該他の都道府県知事は、その協力依頼の趣旨を踏
160 まえて、協力を求めた都道府県知事と情報を共有し、海岸漂着物等の処理及びそ
161 の発生抑制等のために、積極的に所要の措置を講ずるよう努めるものとする。

162 163 イ 環境大臣のあつせん

164 環境大臣は、海岸漂着物処理推進法第 19 条第 1 項に基づき、都道府県知事から
165 他の都道府県知事に対して協力の求めがあった場合において、都道府県間におけ
166 る協力を円滑に行うため必要があると認めるときは、同条第 2 項に基づき、当該
167 協力に関し、あつせんを行うことができる。この場合において環境大臣は、都道
168 府県知事による協力の求めの趣旨を踏まえて、あつせんのための所要の措置を講
169 ずるよう努めるものとする。

170 171 ④ その他海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項

172 ア 漂流ごみ等の円滑な処理の推進

173 漂流ごみ等は、海洋環境に影響を及ぼすとともに、船舶の航行の障害や漁場環境
174 の支障ともなっている。このため、我が国の陸域に隣接する海域である沿岸海域に
175 おいて、漂流ごみ等が、地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業など
176 の経済活動に支障を及ぼしている場合には、国や地方公共団体等が連携・協力を図
177 りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図
178 るよう努める。また、国では、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明海・八代海等に
179 おいて船舶航行の安全を確保し、海域環境を図るため、海域に浮遊する流木等の漂
180 流ごみの回収に取り組む。

181 182 イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令の適用関係

183 回収された海岸漂着物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭
184 和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づいて適正に
185 収集、運搬及び処分がなされることが必要である。

186 また、海岸漂着物等が不法投棄等によって生じたものであって原因者の特定が
187 可能な場合については、海岸漂着物処理推進法の規定にかかわらず、引き続き、
188 廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づいて当該原因者の責任においてその
189 処理を図るものとする。また、船舶から流出した油や有害液体物質については、
190 引き続き、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。

191 以下「海洋汚染防止法」という。)等に基づいて防除措置等の適切な実施を図るも
192 のとする。

193

194 ウ 大量の海岸漂着物等が存する地域における処理の推進等

195 国は、海岸漂着物等による被害が著しい地域において海岸管理者等が地域計画
196 に基づき実施する海岸漂着物等の処理に対する支援を行う等、大量の海岸漂着物
197 等が存する地域において地方公共団体が行う海岸漂着物等の処理の推進に努める。

198 洪水や台風等の自然災害により海岸に漂着した流木等が異常に堆積し、海岸保
199 全施設の機能を阻害することとなる場合、地方公共団体がその処理を緊急的に実
200 施する際に利用可能な災害関連制度が設けられている。また、大規模な災害によ
201 り生じた廃棄物に係る対策については、廃棄物処理法等において、災害廃棄物の
202 円滑かつ迅速な処理を行うための法整備等がなされている。国は、地方公共団体
203 と連携しつつ、これらの災害関連制度の活用の推進に努める。

204 都道府県知事は、海岸漂着物等が存することに起因して地域の環境の保全上著
205 しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認める
206 ときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物等の処理に
207 関する協力を求めることができる。都道府県知事から協力の求めがあった場合に
208 において、当該関係行政機関の長は、その趣旨を踏まえ、著しい支障を避けるため
209 特に必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理を的確かつ安全に実施
210 するために必要な資料及び情報の提供、意見の表明、技術的助言その他の協力を
211 行うものとする。

212

213 エ 都道府県による援助

214 都道府県は、地域における広域かつ詳細な自然的社会的条件に係る情報を有す
215 ることから、海岸管理者等や海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には管理者
216 とする。）による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、
217 海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、意見の表明、技術的支援その
218 他の援助をすることができる。

219 市町村が海岸漂着物等の処理に関して海岸管理者等に協力する場合には、都道
220 府県は、海岸管理者等への援助の一環として、当該市町村に対してもこれを行う
221 ことができる。

222

223 オ 廃棄物処理施設の整備の推進

224 海岸漂着物等の円滑かつ適正な処分を確保するためには、国や地方公共団体は、
225 特に離島地域を始めとして、海岸漂着物等を含む廃棄物を適正に収集、運搬及び
226 処分するために必要な廃棄物処理施設の整備を推進することが必要である。

227 このため、国においては、離島地域を始めとして、市町村が海岸漂着物等を含
228 む廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために必要な廃棄物処理施設の整備を推進

229 するための支援に努める。

230

231 (2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

232 我が国の海岸漂着物等は、地域によっては周辺国から大量に漂着等する場合がみら
233 れるが、全国的にみれば、国内に由来して、山、川、海へとつながる水の流れを通じ
234 て海岸に漂着等するものである。我が国の国内に由来して発生する海岸漂着物等には、
235 洪水や台風等の災害によって流木等が大規模に漂着等する場合もあるものの、国民生
236 活に伴って発生するごみ等が海岸に漂着等することによって生ずるものが多く含まれ
237 ており、その発生状況は環境の保全に対する国民の意識を反映した一面を有するも
238 のであると言える。このため、海岸漂着物等の問題の解決を図るためには、海岸を有
239 する地域のみならず、すべての地域において共通の課題であるとの認識に立って、海
240 岸漂着物等の処理の推進に加え、その効果的な発生抑制が図られることが必要である。

241

242 ① 3Rの推進による循環型社会の形成

243 我が国の国内に由来して発生する海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、まず、
244 国民生活に伴って発生した海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制に努めること
245 が重要である。

246 このため、国や地方公共団体は、循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則
247 に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年
248 法律第112号）などの各種リサイクル法の適切な実施を始め、3R（リデュース、
249 リユース、リサイクル）の推進を図ることを通じて国内における廃棄物の発生抑制
250 と廃棄物の適正な処分を確保することにより、我が国における大量生産、大量消費、
251 大量廃棄の社会構造を見直し、循環型社会⁴の実現を図るよう努める。

252 特に海洋プラスチックごみ対策としては、陸域で発生したごみが河川その他の公
253 共の水域を経由して海域に流出することに鑑み、海洋プラスチックごみ問題の正し
254 い理解を促しつつ、国民的気運を醸成し、違法行為である不法投棄・ポイ捨ての撲
255 滅を徹底するとともに、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品のリデ
256 ュースなどによる経済的・技術的に回避可能なプラスチック類の使用の削減、
257 リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の
258 抑制に努める。さらに、経済性及び技術可能性を考慮し、容器包装・製品
259 の機能を確保することとの両立を図りつつ、効果的・効率的で持続可能な
260 リサイクル、生分解性のバイオプラスチック⁵・再生材の利用の促進、廃
261 プラスチック類の適正な処理の徹底等に努める。また、漁具等の海域で使用
262 されるプラスチック製品について、陸域での回収を徹底しつつ、可能な限り、分別、
263 リサイクル等が行われるよう取組を推進する。

264

265 ② マイクロプラスチックの海域への排出の抑制

266 微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックは、含有・吸着する化学物質

267 が食物連鎖中に取り込まれることによる生態系への影響など、海洋環境に深刻な影
268 響を及ぼすおそれがあり、また微細であるためその回収・処分が困難となることか
269 ら、海域に流出しないよう、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水
270 域又は海域に排出される製品への使用や廃プラスチック類の排出を抑制することが
271 対策の要である。

272 マイクロプラスチック対策については、洗い流しのスクラブ製品におけるマイク
273 ロビーズの使用中止の呼びかけや樹脂ペレットの漏出防止の取組等、我が国の産業
274 界による自主的な取組が進められているところであるが、我が国沿岸海域において
275 多くのマイクロプラスチックが確認されており、引き続き、関係主体との連携協力
276 の下、取組を一層推進することが不可欠である。

277 このため、事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、
278 洗い流しのスクラブ製品⁶に含まれるマイクロビーズ⁷の削減を徹底するなど、通常
279 の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品への
280 マイクロプラスチックの使用の抑制に努める。また、プラスチック原料・製品の製
281 造、輸入、流通工程をはじめ、サプライチェーン全体を通じて、ペレット⁸等の飛散・
282 流出防止の徹底を図るとともに、輸入されたマイクロビーズが含まれる洗い流しの
283 スクラブ製品などの流通及び販売の抑制に努める。また、事業活動においてプラス
284 チック原料等が廃棄物等となることを抑制すること、循環的な利用が行われていな
285 い循環資源について自らの責任において適正に処分すること等により、廃プラスチ
286 ック類の排出が抑制されるよう努める。

287 国は、マイクロプラスチックの使用の抑制、飛散・流出防止の措置及びマイクロ
288 プラスチックを含有する製品の流通の状況等について調査を実施し、その実態を把
289 握する。

290

291 ③ 発生の状況及び原因等に関する実態把握

292 ア 我が国の海岸漂着物等に関する調査

293 我が国における海岸漂着物等の発生過程の実態はまだ未解明の部分が多く残さ
294 れており、海岸漂着物等の効果的な発生抑制のための施策を的確に企画し、実施
295 するためには、まず、海岸漂着物等の発生の状況や原因について可能な限り把握
296 することが必要である。このため、国や地方公共団体は、海岸漂着物等の性状、
297 発生の状況や原因、経年的な量の推移等を把握するため定期的に調査を行う。

298

299 イ 我が国から周辺国に漂着する物に関する実態把握

300 海岸漂着物等には周辺国から我が国の海岸に漂着するものも多くみられるが、
301 一方で、我が国に由来するごみ等であって周辺国の海岸に漂着するものもある。
302 良好な海洋環境の保全や周辺国との国際協力の推進を図る観点から、我が国から
303 周辺国に漂着する物の発生抑制を図ることも重要であり、国は、我が国から周辺
304 国に漂着する物について可能な限り実態の把握に努める。

305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342

ウ マイクロプラスチックに係る実態把握等

マイクロプラスチックについては、その発生の状況や分布実態、生態系や人の健康への影響について未解明の部分が多い。

このため、国は、海域、河川や湖沼などの公共の水域における分布実態や、生態系等への影響の把握に係る調査研究を推進する。また、得られた最新の科学的知見や国際的な動向を勘案し、発生抑制のための施策の在り方を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

エ 情報の共有

ア、イ及びウで明らかになった結果を受け、実態に即した、海岸漂着物等の発生抑制のための取組を推進することが肝要である。そのため、国や地方公共団体は、我が国における海岸漂着物等に関する調査の結果について、関係者間で情報を共有するよう努めるとともに、インターネット等を活用してわかりやすく国民に広報し、海洋プラスチックごみを含む海岸漂着物等の問題に関する普及啓発を図るとともに、様々な主体が参画する場で共有し、リスクコミュニケーション⁹を図る。

また、海岸漂着物等の実態については、民間団体等や学識経験者によって自主的に各種の調査活動がなされているところであり、国は、調査や研究の結果や、今後の課題を各主体間で共有し、我が国の海岸漂着物等の研究の底上げを促すことができる場を提供する。

④ ごみ等の適正な処理等の推進

我が国の国内に起因する海岸漂着物等には、陸域で生じた廃プラスチック類等の生活系ごみが多く含まれ、また、事業活動に利用され不要となった用具等が適正に処理されないために海岸に漂着しているものも散見される。このように、我々の日常生活に伴って排出される生活系ごみや、事業活動に利用され不要となった用具等が適正に処理されなければ、その一部が水域を経る等して海域に流出し、海岸漂着物等となるおそれがある。特に、廃プラスチック類の海域への流出や、それらによるマイクロプラスチックの排出が海洋環境に深刻な影響を与えるおそれがあることから、これらを海域に流出させないよう生活系ごみや事業活動に利用され不要となった用具等の廃棄物の適正な処理を徹底することが必要である。

このような観点から、海岸漂着物等の発生抑制を図るため、国民は、生活系ごみの減量化や再生品の使用等の取組によって、日常生活に伴うごみ等の発生抑制に努めるとともに、日常生活において生じたごみ等をなるべく自ら処理することやリサイクルのための分別収集への協力等の取組を通じ、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければならない。また、事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物を適正に処理すること等により、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければならない。国や地方公

343 共同体は、海岸漂着物等の状況に応じ、各種の事業活動において用いられる資材の
344 使用・廃棄等の実態を調査し、これらの資材の海洋環境中への排出の抑制に向けた
345 方策を検討する。

346 347 ⑤ ごみ等の投棄の防止

348 ア 不法投棄に関する規制措置の実施

349 海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、我が国の陸域や海域におけるごみ等
350 の不法投棄の防止を図ることが重要である。ごみ等の不法投棄については廃棄物
351 処理法や海洋汚染防止法等に基づき規制されており、国や地方公共団体は、不法
352 投棄に関する規制措置の適切かつ着実な実施に努める。

353 354 イ 国民の意識の高揚とモラルの向上

355 海岸漂着物等には、生活系ごみを始め身近なごみ等に起因するものが多く含ま
356 れており、これらは市街地を始め、森林、農地、河川、海岸等の土地から河川そ
357 の他の公共の水域を経由する等して海岸に漂着等するものであるため、海岸漂着
358 物等の発生抑制を図るためには、我々の日常生活に伴って身近に発生するごみ等
359 の散乱を防止することが重要である。特に、海洋プラスチックごみは、陸域で発
360 生したごみが河川その他の公共の水域を経由して海洋に流出することに鑑み、海
361 洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促しつつ、国民的気運を醸成することが
362 重要である。なお、生分解性のプラスチックに関しては、海洋プラスチックごみ
363 問題の改善に寄与する可能性がある一方で、土壌中に比べて微生物の数や種類が
364 少ない海中では、微生物による分解に時間を要し、その間、マイクロプラスチッ
365 クとなって残存する可能性が指摘されている。そのため、生分解性のプラスチッ
366 クにおいても、廃棄物としての適正な処理が重要であることなど、国民に正しい
367 理解を促す必要がある。また、身近なごみ等の散乱の防止を図るためには、廃棄
368 物処理法や海洋汚染防止法等に基づく不法投棄に関する規制措置の実施と相まっ
369 て、海岸を有する地域だけではなく広く各界各層の国民が海岸漂着物等の問題へ
370 の認識を深め、一人ひとりが当事者意識をもって陸域や海域においてごみ等の投
371 棄を行わないことが必要である。

372 このため、国や地方公共団体は、環境教育・消費者教育の推進やインターネッ
373 トやパンフレット等の広報手段の活用を通じて、海岸漂着物等の実態や不法投棄
374 が海洋汚染を引き起こすこと、特に廃プラスチック類がマイクロプラスチックと
375 なって海洋に流出した場合に、生態系に影響を及ぼすおそれがあること等を国民
376 に周知することなどにより、発生抑制の呼びかけを効果的に進め、広く国民の環
377 境保全に対する意識の高揚とモラルの向上を図るよう努める。

378 379 ウ 陸域等における投棄の防止

380 国や地方公共団体は、廃棄物処理法その他の関係法令に基づく不法投棄に関す

381 る規制措置の実施と相まって、ごみ等の投棄の防止を図るため、陸域等において
382 それぞれの発生原因の特性に応じて必要な措置を講ずるよう努めなければならない
383 い。投棄の防止対策を講ずべき場所としては森林、農地、河川、海岸等様々な場
384 所が挙げられるが、海岸漂着物等には我々の日常生活に伴って生じる廃プラスチック
385 ック類等の生活系ごみが多く含まれることから、市街地を始めとする我々の日常
386 の暮らしに関わる場所でのごみ等の投棄の防止を図るという視点が重要である。

387 また、国内の陸域に起因する海岸漂着物等は河川その他の公共の水域を経由す
388 る等して、海域に流入することから、国や地方公共団体は、流域圏におけるごみ
389 等の投棄の防止を図るため、普及啓発活動のほか、パトロール等の監視活動の実
390 施による不法投棄の抑制や早期発見、警告看板の設置、地域における継続的な清
391 掃活動の実施によるごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出等に努める。また、
392 地方公共団体においては環境美化条例の制定等により市街地等におけるごみ等の
393 投棄の防止に努めることが必要である。

394 395 ⑥ ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止

396 海岸漂着物等には、市街地を始め、森林、農地、河川、海岸等の土地から河川そ
397 の他の公共の水域を経由する等して海域に流出又は飛散するものが含まれるため、
398 海岸漂着物等の発生抑制のためには、内陸から沿岸に渡る流域圏の関係主体が一体
399 となって、土地から水域等へのごみ等の流出又は飛散を防止することが重要である。
400 これらの海岸漂着物等の中には、廃プラスチック類等の生活系ごみ等のほかに、流
401 木等の自然由来のものもみられる。

402 このため、国民や事業者は、その所持する物が水域等へ流出又は飛散することの
403 ないよう、また船舶等を放置することにより海域に流出しないよう、その所持する
404 物や管理する土地を適正に維持・管理すること等によって、海岸漂着物等の発生抑
405 制に努めなければならない。また、国や地方公共団体は、河川その他の公共の水域
406 を経由する等して海域に流出又は飛散の防止を図るため、地域の住民との連携によ
407 る清掃活動の実施等に取り組むほか、土地の占有者又は管理者に対し、土地の適正
408 な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。

409 また、海岸漂着物等の中にはイベントの開催や露店の営業等、一時的に行われる
410 事業活動によって生じたごみ等が土地から水域等に流出又は飛散し海岸に漂着した
411 ものが散見されることから、一時的に行われる事業活動に伴ってごみ等が土地から
412 水域等に流出又は飛散することのないように努めることが重要である。このため、
413 これらの一時的な事業活動が行われる土地の占有者又は管理者は、当該事業活動を
414 行う事業者に対して、事業活動に用いる器材等の適切な管理やごみ等の適正な処分
415 に関し必要な要請を行うことにより、これらの事業活動に伴うごみ等の流出又は飛
416 散の防止に努めることが必要である。さらに、漁具等の海域で使用される資材につ
417 いては、厳しい海況等に起因する非意図的な流出が可能な限り発生しないよう、事
418 業者はこれらの資材の点検等、日頃からの流出防止対策に取り組む。国、地方公共

419 団体及び事業者団体は、これらの事業者の取組について、必要な助言及び指導を行
420 うよう努める。

421

422 (3) 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

423 海岸漂着物対策がより大きな成果を得るためには、国民各層が問題意識を共有する
424 とともに、国や地方公共団体のほか、意欲ある国民や民間団体、事業者、研究者等の
425 多様な主体が、適切な役割分担の下でそれぞれの立場から積極的に取組を進めるとと
426 もに、各主体が相互に情報を交換しつつ連携・協力することが必要である。

427

428 ① 全国規模での行政、国民、民間団体、事業者、研究者等の連携強化

429 これまで、行政、国民、民間団体、事業者、研究者等様々な主体が、海岸漂着物
430 対策を行い、成果を収めてきた。こうした動きをさらに拡大、効率化し、加速化さ
431 せるためには、国民各層に問題意識を共有し、個々人が自らの生活スタイルを見直
432 すとともに、科学的なデータに基づき施策を行うこと、施策の成功事例を別の場所
433 や分野で取り入れること、河川の上流に位置する地域から沿岸の地域までが連携し
434 一体となって取組を進めること、複数主体の取組を有機的に組み合わせること、な
435 どが必要であり、広く情報を共有し、関係者間での連携・協力を図ることが重要で
436 ある。

437 このため、国は、国民が問題意識を共有し、個々人が自らの生活スタイルを見直
438 す機会を創出するとともに、全国の海岸漂着物対策関係者が参画できる場を設置し、
439 関係主体の取組及び成果の共有や主体間の連携・協力を継続的に推進する。

440

441 ② 国民、民間団体、事業者等の積極的な参画の促進

442 海岸漂着物等は山、川、海へとつながる水の流れを通じて発生するものであるこ
443 とから、海岸漂着物等の問題は海岸を有する地域のみならず広範な国民による協
444 力が不可欠であり、海岸漂着物等の処理等に対する国民の意識の高揚が図られ、国民
445 や民間団体、事業者等による自主的かつ積極的な取組が促進されることが重要であ
446 る。

447 このため、国は、海岸漂着物等の問題に関する知識の普及を図るほか、ボランテ
448 ィアに関する情報の提供や積極的な取組事例の表彰等を通じて、国民や民間団体、
449 事業者等の積極的な参画を促す。また、地方公共団体においても、地域の関係者の
450 連携・協力が進められるよう、海岸漂着物等の問題に関する知識の普及、ボランテ
451 ィアに関する情報の提供、表彰等の施策を講ずるとともに、地域の関係者からの相
452 談や照会を受けるための窓口を設置すること等を通じて、地域の民間団体や企業等
453 も含めた幅広い関係者の取組の円滑な展開を促すことが望まれる。

454

455 (a) 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保

456 国民や民間団体等は、それぞれの問題意識や関心等に応じて自発的な意思のもと

457 で海岸漂着物等への取組に参加するものである。このような自発的な意思は活動を
458 始めるきっかけや活動を継続していく動機となるものであり、国や地方公共団体は、
459 国民や民間団体等との連携に際し、その自発性や主体性を尊重するよう留意する必
460 要がある。

461 また、様々な主体が相互理解や信頼関係の下に自発的な意欲をもって活動に参画
462 し相互に連携していくためには、当事者間において公正性や透明性の確保が図られ
463 ることが必要である。多様な主体が自発性や主体性をもって継続的に活動に参画し
464 ていくためにも、国や地方公共団体は、連携する各主体間における公正性や透明性
465 の確保に配慮しつつ施策を進めることが重要である。

466

467 (b) 民間団体等との緊密な連携と活動の支援

468 ア 民間団体等との緊密な連携

469 海岸漂着物等の問題に関しては、民間団体等によってその解決に向けた様々な
470 活動が行われており、重要な役割を果たしている。民間団体等は地域に根付いて
471 海岸の清掃活動等を展開し、各地の海岸における海岸漂着物等の実態や回収手法
472 等に関して豊富な知見を有しているほか、民間団体等の中には、各地に幅広いネ
473 ットワークを構築して有機的に連携を図りながら組織的な活動を行っている全国
474 的組織もあり、海岸漂着物対策の推進を図る上で重要な役割を果たしている。

475 このように、民間団体等は、海岸漂着物等の処理やその発生抑制において自ら
476 主体となって活動を行うことに加え、国民による活動の促進のための環境教育や
477 普及啓発等への参画を通じ、地域の各主体の連携、協働のつなぎ手として重要な
478 役割を担うことが期待される。

479 このため、国や地方公共団体は、民間団体等との緊密な連携を確保することが
480 必要であり、地域に貢献している民間団体等による活動の充実に向けて、広報活
481 動、調査研究等の結果の提供及び技術的助言による情報面での支援のほか、海岸
482 漂着物等の処理や発生抑制の推進に寄与した民間団体や個人を表彰することによ
483 り望ましい活動の推奨等を行うよう努めるとともに、その活動の促進を図るため
484 の財政上の配慮や各種の助成制度等に関する情報の提供を通じ、民間団体等の活
485 動の支援に努める。

486

487 イ 民間団体等の知見等の活用

488 民間団体等との連携に際しては、行政から民間団体等への支援という方向だけ
489 ではなく、民間団体等の協力を得て、その有する豊富な知見や幅広いネットワー
490 クを行政の施策に活用することによって、行政と民間団体等が相互に連携を図る
491 という視点に立つことも重要である。このため、国や地方公共団体は、海岸漂着
492 物対策専門家会議¹⁰（以下「専門家会議」という。）や海岸漂着物対策推進協議会
493 ¹¹（以下「協議会」という。）の機会を活用する等により、民間団体等との連携を
494 図り、これらが有する知見やネットワークを施策に活用するよう努める。

495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532

ウ 民間団体等の活動における安全性の確保

海岸漂着物等の中には、使用済みの注射器等の医療廃棄物やガスボンベ等の危険物が含まれる場合があるため、民間団体等が海岸漂着物等の回収を行うに際し、その活動における安全性の確保を図ることが必要である。このため、国や地方公共団体は、民間団体等への支援に際し、海岸漂着物等の回収を的確かつ安全に実施するために必要な情報の提供、危険物管理等に関する知識の普及や助言を行うこと等により、その活動における安全性の確保に十分な配慮を行うよう努める。

③ 研究者間の連携強化

効果的な海岸漂着物対策に取り組むためには、客観的な科学的知見を集積するための調査研究及び技術開発等が必要不可欠である。これまでも、海岸漂着物等の分布状況等の一定の研究成果があげられているが、生態系や人の健康への影響等科学的に未解明の部分が多く、幅広い観点からの知見の集積及び海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に関する技術開発等が急務である。

このため、国は、海岸漂着物等に関する研究の裾野の拡大・加速・連携強化を図るため、大学や研究所等の研究機関が参画し、研究の全体像や課題を研究者間で共有することができる場を提供する。

(4) 国際連携の確保及び国際協力の推進

海岸漂着物対策の実施に当たっては、国による外交上の適切な対応が図られるようにするとともに、とりわけ海洋プラスチックごみ問題は、海洋に流出したごみが分解されにくく潮流によって世界中の海洋を漂流等することから、一カ国や先進国だけの努力に委ねるのではなく世界全体の喫緊の課題として対処する。海洋プラスチックごみの削減のためには、世界各国で3Rや、廃棄物処理に関する能力の向上等を推進していくことが不可欠であり、我が国は、国内での廃棄物処理の実績や海洋プラスチックごみに関するこれまでの研究成果を基に、G7、G20、更には国連の場を活用して、問題解決に向けた国際的な取組を牽引する。

① 世界的な取組への積極的な関与

海洋プラスチックごみ問題については、G7やG20、UNEP等の会合で取り上げられるなど、国際的な議論が行われている。我が国は、地球規模で海洋プラスチックごみを削減させるという観点から、我が国の知見・経験・技術・ノウハウを基に、世界規模で行われる海洋プラスチックごみ問題に関する議論に積極的に貢献する。

② 関係国との連携、協力の推進

ア アジアの国々をはじめとする関係国との政策対話等

東アジアや東南アジアの国又は地域からは、大量のプラスチックごみが海洋に排

533 出されていると言われており、地球規模で海洋プラスチックごみを減少させるため
534 には、重点的にこれらの国等と連携強化を図る必要がある。

535 このため、国は、日中韓三カ国環境大臣会合や北大西洋地域海行動計画（NOWPAP）
536 ¹²、ASEAN+3¹³などの枠組みや二国間協議等を活用し、関係国間での海洋プラス
537 チックごみに関する理解の促進、各国施策の情報交換、科学的知見の共有等を行い、
538 また国際的な連携を推進する。

539

540 イ 周辺国への要請の実施等

541 周辺国から大量に漂着した廃ポリタンクや医療廃棄物等については、漂着状況
542 の把握に努めるとともに、当該国に対して申し入れ、防止対策を進めることが重
543 要である。このため、国は、周辺国から大量の廃ポリタンクや医療廃棄物等の漂
544 着が確認された場合には、必要に応じて関係地方公共団体等と連携して漂着状況
545 の把握を行うとともに、当該国に対して原因究明や対策の実施を強く要請する。

546 加えて、これまで原因究明や対策の実施について政府間等で協議や協力が進め
547 られている国については、協力関係をより一層強化する。

548

549 ③ 途上国の発生抑制対策の支援

550 アジアの国々を含む途上国の多くで、廃棄物処理やリサイクルに係る国民の意識、
551 法制度、人材、施設等が未成熟であり、海洋プラスチックごみの大量発生 of 要因と
552 なっている。

553 我が国は、これまでに廃棄物処理やリサイクルのための制度、人材、施設等を整
554 備するとともに、廃棄物発電等にも先進的に取り組み、循環型社会の構築を進めてき
555 た。

556 このため、国は、国際協力に係る関係機関とも連携し、途上国に対し、廃棄物の
557 収集から処理に至るまでの廃棄物処理・3R推進のための能力構築や制度構築、海
558 洋ごみに関する国別行動計画の策定、廃棄物発電などの質の高い環境インフラの導
559 入や関連する人材育成に関する支援、地方公共団体、国民、事業者、民間団体等の
560 意識啓発の支援を行い、途上国からの廃プラスチック類の海洋への排出量の削減に
561 寄与する。

562

563 ④ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築

564 地球規模で海洋プラスチックごみを削減するためには、海洋プラスチックごみの
565 分布状況などの科学的な知見を世界各国で共有することが必要である。

566 また、マイクロプラスチックについては、世界各国のモニタリング手法に差異が
567 あることから、実態把握のためには、各国のモニタリング結果が比較可能となるよ
568 う調和を図りつつ、世界の海域での分布状況について知見を集積する必要がある。

569 このため、国は、マイクロプラスチックについて、国際機関等とも連携して、モ
570 ニタリング手法の国際調和・標準化を行うとともに、アジアの国々と協力し、我が

571 国を含むアジア海域での汚染状況を把握する。また、マイクロプラスチックを含む
572 海洋プラスチックごみの調査研究、科学的知見の共有を推進する国際的な取組に積
573 極的に貢献する。

574
575 ⑤ 民間団体等や学識経験者による国際的活動との連携

576 我が国では、民間団体等や学識経験者によって、海岸漂着物等の調査や清掃活動
577 等、民間レベルでの国際的な活動が展開されている。国は、国際協力の推進に際し、
578 これらの民間団体等や学識経験者による国際的な活動との連携を図るよう努める。

579
580 (5) その他海岸漂着物対策の実施に必要な事項

581 ① 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発

582 海岸漂着物等は国民生活に起因するところが多いことから、海岸漂着物等の円滑
583 な処理やその発生抑制について、広く各界各層の国民が当事者意識をもって自主的
584 かつ積極的に取組を行うよう促すことが重要である。

585
586 ア 環境教育及び消費者教育の推進

587 国や地方公共団体は、国民一人ひとりが海岸漂着物等の問題についての理解を
588 深め、その自覚を高めるとともに、消費行動において適切な商品選択や廃棄物処
589 理を実践するよう、海岸の環境保全等に関する教育や学習の振興等の環境教育や
590 エシカル消費¹⁴等の消費者教育の推進に必要な施策を講ずるよう努める。特に国
591 民に対する環境教育を行う上では、海岸での清掃活動等、海岸漂着物対策の一連
592 の取組に実際に各人が参加する体験活動を通じて環境教育の効果を高めるとい
593 う視点が大切である。

594 また、事業者は、それぞれの消費者が具体的な商品選択の際に、海岸漂着物等
595 の発生抑制を考慮した製品等を選択することが可能となるよう、消費者への普及
596 啓発を含め、適切な情報発信を行うことが望ましい。

597
598 イ 普及啓発

599 行政、国民、民間団体、事業者、研究者等様々な主体が連携して海岸漂着物対
600 策に取り組むためには、環境教育及び消費者教育とともに、普及啓発や広報を通
601 じて、取組への機運を高めることが必要である。このため、国は、海岸漂着物等
602 の発生状況や原因に関する調査の結果や、不法投棄やポイ捨てが海洋汚染につな
603 がるおそれがあること、また、自らが行う施策等について、国民にわかりやすく
604 情報提供等を行い、適切な行動を促す。また、様々な主体が参画する場を設ける
605 ことにより、関係主体間の取組等に関する情報共有や主体間の連携・協力を推進
606 するとともに、海岸漂着物等に関する科学的知見を共有しリスクコミュニケーション
607 を行うことによって、国民各層の意識の向上や具体的な行動を促す。地方公
608 共団体は、地域住民や民間団体等に対し、地域における海岸漂着物等の実態や海

609 岸漂着物対策の実施状況等に関して積極的かつ効果的な周知を図る等、普及啓発
610 に努める。

611

612 ウ 環境教育等及び普及啓発における民間団体等の知見等の活用

613 環境教育や消費者教育、普及啓発に関しては、民間団体等が自主的に清掃キャン
614 ペーンその他の活動を行っており、国や地方公共団体は環境教育等や普及啓発
615 に際して、これらの活動を行う民間団体等との連携を図ることにより、その有す
616 る知見やネットワークの活用に努めることが有益である。

617

618 ② 海岸漂着物対策活動推進員等の活用

619 海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体（以下「海岸漂着物
620 対策活動推進員等」という。）は、海岸漂着物対策の重要性に関する住民の理解の深
621 化、住民や民間団体に対する助言や情報提供その他の協力の実施、国や地方公共団
622 体が行う海岸漂着物対策への協力を担う主体であり、地域のパートナーシップづく
623 りの中核的主体の一つとしての役割が期待される。また、海岸漂着物対策の推進に
624 あたっては、海岸を有する地域だけでなく、流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体と
625 なり、海岸漂着物等の発生を効果的に抑制するなど、広範な関係主体による取組が
626 重要であり、海岸漂着物対策活動推進員等は、こうした流域圏での一体的な取組を
627 推進する際の中核的役割も期待される。

628 このため、都道府県は、住民や民間団体への情報提供や海岸漂着物等の処理等に
629 関する助言の実施、普及啓発等に当たって、海岸漂着物対策活動推進員等を委嘱等
630 し、積極的に活用することが望まれる。国は、都道府県による海岸漂着物対策活動
631 推進員等について、流域圏での海岸漂着物対策の推進に関する検討等を通じて、そ
632 の効果的な活用の在り方を提示し、委嘱等の促進と活動の推進に努める。

633 海岸漂着物対策活動推進員等の候補としては、地域に根付いて活動し豊富な知見
634 やネットワークを有する民間団体及びその代表者、学識経験者等が挙げられる。

635

636 ③ 技術開発、調査研究等の推進等

637 ア 効率的・効果的な回収方法

638 海岸漂着物等の処理の推進を図るためには、まず、海岸漂着物等の効率的かつ
639 効果的な回収を行うことが必要であるが、海岸には砂浜、礫浜、磯浜等様々な形
640 状や地理的特性があり、このような地域の自然的条件に即した回収方法を用いる
641 ことが求められる。また、離島地域を始め、回収に用いる機材等を海岸に搬入す
642 ることが困難な場合や、回収された海岸漂着物等を運搬することが困難な場合も
643 多くみられる。

644 このため、国は、離島等において海岸へのアクセスが困難な場所での回収を始
645 め、海岸漂着物等の効率的かつ効果的な回収に向けた手法の調査研究を推進する
646 よう努める。また、国は、漂流ごみ等の回収についても効率的かつ効果的な回収

647 に向けた手法の技術開発や調査研究を推進するよう努める。

648

649 イ 海岸漂着物等の処分等に関する技術

650 多様な種類の物質からなる海岸漂着物等の円滑な処理を図るためには、海岸漂
651 着物等の多様な性質や態様等に即した適切な方法で海岸漂着物等の処分がなされ
652 ることが必要であり、技術開発の果たす役割は大きい。また、漁業系資材等の廃
653 棄物の効率的な処分や再生利用等によって廃棄物の減量化を進めることは海岸漂
654 着物等の発生抑制に資する。

655 このため、国は、多種類の物質を含む海岸漂着物等について適正かつ効率的に
656 処分できるようにするための処理技術の研究や技術開発、循環型社会にふさわし
657 い最適な処理やリサイクル技術に関する調査研究の推進に努める。

658

659 ウ 発生の状況の調査、発生の原因の究明に関する手法

660 海岸漂着物等の効果的な発生抑制のために適切な施策を講ずるためには、まず、
661 海岸漂着物等の漂着状況を適切に把握するとともに、その発生原因の究明を通じ
662 て問題となっている海岸漂着物等がどのように発生するのかを解明し、その結果
663 を踏まえて施策を企画することが必要である。

664 このため、国は、海岸漂着物等の漂着状況の実態把握や発生原因の究明に関す
665 る手法について調査研究の推進に努める。

666 マイクロプラスチックについては、その発生の状況や分布実態、生態系や人の
667 健康への影響について十分に解明されていない。また、国際的にも、世界共通の
668 モニタリング手法が確立されておらず、地球規模での分布状況も実測による把握
669 は進んでいない。

670 国は、マイクロプラスチックの効率的な把握手法の開発を進め、海域、河川や
671 湖沼等の公共の水域における分布実態、生態系等への影響の把握に係る調査研究
672 を推進するとともに、マイクロプラスチックに関する各国の調査結果が比較可能
673 となるよう調和を図り、さらにモニタリング手法の調和・標準化に向けた調査研
674 究を進める。

675

676 エ 成果の普及等

677 国は、行政、国民、民間団体、事業者、研究者等様々な主体が参画す
678 る場等を活用し、各主体に対して、これらの技術開発や調査研究の成果の普
679 及に努める。また、大学や研究所等の研究機関で研究成果を共有することができ
680 る機会を設ける。技術開発や調査研究で得られた成果は、国内にとどまらず、海
681 外の海洋ごみ対策にも応用する。

682 国は、この成果を生かした途上国への環境インフラ支援やマイクロプラスチッ
683 クに関するモニタリング手法の調和を進め、国際的な海洋ごみに関する取組に貢
684 献する。

685

686 第2 地域計画の作成に関する基本的事項

687

688 1. 地域計画の作成に当たっての基本的考え方

689 (1) 地域計画の意義

690 地域計画は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認め
691 られる場合に、都道府県が作成する計画である。

692 地域計画では、本基本方針に基づき、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及び
693 その内容、関係者の役割分担と相互協力に関する事項並びに海岸漂着物対策の実施に
694 当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に必要な事項を定めることとさ
695 れており、地域の海岸漂着物対策の基本的な方向性を示すとともに、それぞれの対策
696 の内容を明らかにするものである。このように、地域計画は地域の海岸漂着物対策の
697 核として重要な機能を有するものであり、都道府県は積極的に地域計画の作成又は改
698 定を検討することが望まれる。

699

700 (2) 事前調査の実施等

701 地域計画の作成又は改定に際し、都道府県は、地域の海岸及び海洋の環境や海岸漂
702 着物対策に関し専門的知識を有する者の協力を得るよう努めるとともに、可能な限り、
703 海岸漂着物等の発生の状況や原因、海岸及び海洋に関わる自然的社会的条件に関し、
704 事前調査の実施やデータの収集に努め、その結果を基に対策の検討を行うことが望ま
705 れる。

706

707 (3) 意見の反映等

708 都道府県は、地域計画を作成又は改定しようとするときは、あらかじめ地域住民そ
709 の他利害関係者の意見を反映させるためパブリックコメントの実施等必要な措置を講
710 ずるものとする。

711 また、都道府県は、地域計画を作成又は改定しようとするときは、あらかじめ、沿
712 岸市町村等の関係地方公共団体や海岸管理者等の意見を聴かなければならない。

713

714 (4) 海岸漂着物対策推進協議会での協議

715 都道府県は、協議会が設置されている場合には、協議会における十分な協議の結果
716 を踏まえて地域計画の作成又は改定を行う。

717

718 (5) その他地域計画の作成に当たっての基本的事項

719 ① 都道府県間の情報交換

720 国内に由来して発生する海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れを通
721 じて海岸に漂着したものや、潮流や波浪の影響等を受けて、他の都道府県から漂着
722 するものもあることから、海岸漂着物等の発生抑制を効果的に進めるためには、内
723 陸から沿岸に渡る流域圏の関係主体が一体となって海岸漂着物対策を行うことが必

724 要不可欠である。このため、都道府県は、近隣の都道府県との間で地域計画の作成
725 状況、計画の内容、その実施状況等について情報の交換に努め、地域計画を共同し
726 て作成又は改定することを含め、相互に連携しながら取り組むことが望まれる。

727 728 ② 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進

729 都道府県が地域計画を作成又は改定する際には、内陸地域と沿岸地域が一体とな
730 った広範な関係主体による取組が重要であるほか、全国的、広域的な視点で検討す
731 ることも大切であり、国はそのための環境整備に努めることが必要である。このた
732 め、国は、自ら実施する我が国の海岸漂着物等の実態に係る調査や、流域圏の関係
733 主体が一体となった海岸漂着物対策の効果的な推進に関する調査等の結果を都道府
734 県と共有するほか、当該調査結果や各地域での海岸漂着物対策の進捗状況等を踏ま
735 え、全国的、広域的な視点に立った目標設定の在り方や、海岸漂着物対策を重点的
736 に推進する必要性がある地域の考え方について検討を進める。また、国は、都道府
737 県により作成又は改定される地域計画について、その内容、進捗状況、成果等につ
738 いて情報の収集等を行うよう努める。

739 740 2. 作成に当たって留意すべき基本的事項

741 (1) 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

742 ① 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

743 ア 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下「重点区域」という。）の設定に
744 際しては、海岸漂着物対策を重点的に推進する背景や目的を整理した上で、対策
745 の推進に係る基本的な方針や課題解決の方向性等を明確にすることが望まれる。

746 イ 重点区域は、大量の海岸漂着物等が海岸及び海底等に集積することにより海岸
747 における良好な景観、清潔の保持、海洋環境の保全、船舶の航行、観光、漁業に
748 特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域及び海域
749 について設定することが望まれる。

750 重点区域の設定に際しては、地域でみられる海岸漂着物等の量及び質のほか、
751 海岸や海底の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動
752 等の社会的条件について総合的に検討することが望まれる。

753 ウ 重点区域の範囲は、その一体性に配慮しつつ、重点的な対策の必要性に照らし
754 て過大又は過小とならないよう、必要かつ合理的なものとするよう努める。

755 また、重点区域の範囲の検討に際しては、河川を經由して海域に流入するごみ
756 等の発生抑制を図る観点等から、海岸漂着物等の発生抑制を図るために広域的な
757 取組の実施が可能となるよう配慮することが望まれる。

758 海岸漂着物等の発生抑制を図る観点から広域的な取組を図るべき地域は、特定
759 の都道府県の区域を越えて広がっている場合も想定される。この場合には複数の
760 都道府県が共同で地域計画を作成することが可能である。

761 エ 重点区域の設定に際しては、国外や、他の地方公共団体の区域から流出した大

762 量の海岸漂着物等が存する離島等の地域について配慮するよう努める。

763

764 ② 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

765 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容として、海岸漂着物等の処理に関する施
766 策、発生抑制に関する施策、普及啓発、環境教育又は消費者教育に関する施策等
767 について検討を行うよう努め、必要な施策について記載するに際しては、以下の事項
768 に留意することが望まれる。

769

770 (a) 海岸漂着物等の処理に関する事項

771 ア 海岸等の自然的社会的条件等を勘案し、地域における海岸漂着物等の処理の
772 主体、処理の方法、時期や頻度等について具体的に記載する。なお、地域の状
773 況に応じ、ボランティアを積極的に活用するなど、効率的な処理となるよう配
774 慮する。

775 イ 処理に関する事項の検討に際しては、海岸管理、海岸及び海洋の利用等に支
776 障を生じないよう配慮する。

777

778 (b) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項

779 ア 重点区域における海岸漂着物等の発生抑制のために地域の関係者が実施す
780 る施策について、実施主体、施策の内容（3Rの推進、マイクロプラスチック
781 の発生抑制、発生の状況及び原因等に関する実態把握、ごみ等の適正な処理等
782 の推進、ごみ等の投棄の防止、ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止）、時期
783 等を具体的に記載する。

784 イ 内陸地域と沿岸地域が一体となった複数地方公共団体連携による発生抑制対
785 策の実施にあたっては、効果的かつ定量的な対策を具体的に記載するよう努め
786 る。

787 ウ 施策の検討に際しては、河川管理や農林水産業等に支障を生じないよう配慮
788 するとともに、土地の所有者等の理解を得ながら実施するよう努める。

789

790 (c) 普及啓発、環境教育又は消費者教育に関する方策

791 ア 重点区域における海岸漂着物等の処理や発生抑制のための地域住民等に対す
792 る広報等の普及啓発や環境教育、消費者教育の推進のための施策について、実
793 施主体、施策の内容、時期等を具体的に記載する。

794

795 (2) 関係者の役割分担と相互協力に関する事項

796 ア 海岸漂着物対策に取り組む主体がそれぞれの特性や立場を理解した上で、適切
797 な役割分担の下、連携・協力できるよう関係者の役割分担と相互協力の在り方
798 について具体的に記載するとともに、海岸漂着物対策活動推進員等の活用
799

イ 相互協力に関して、海岸漂着物等の問題では民間団体等が重要な役割を果たし

800 ていることに鑑み、民間団体等との連携について特に十分な検討がなされることが望まれる。

801
802 また、都道府県は、地域で活動を行っている民間団体等に関する情報を収集、
803 整理し、地域計画の作成に際して参考にするとともに、インターネット等を活用
804 した情報提供等を通じて地域におけるネットワークづくりに資することが望まれ
805 る。

806

807 (3) 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に
808 関し必要な事項

809 ① モニタリングの実施

810 ア 地域計画の実施による効果を確認するため、計画期間中又は計画終了後のモニ
811 タリングの実施について検討を行うことが望まれる。

812 イ モニタリングの実施について地域計画に位置付ける場合、実施主体、モニタリ
813 ングの内容、時期・頻度等を記載することが望まれる。

814

815 ② 災害等の緊急時における対応

816 都道府県は、地域計画の作成に際し、必要に応じて、災害により大量の海岸漂着
817 物等が発生した場合や危険物の漂着がみられる場合の緊急時における連絡体制等の
818 検討を行い、地域計画に記載することが望まれる。

819

820 ③ 他の計画等との整合等

821 地域計画の作成に際し、都道府県は、関係法令に基づく各種の計画等と調整し、
822 調和を保つことが必要である。特に、国土の利用・開発・保全に関する計画や環境
823 保全に関する計画、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画等との整合性を十分に確
824 保することが重要である。その際、協議会等を活用し、関係機関と十分な連絡調整
825 を図ることが必要である。

826

827 ④ 地域住民、民間団体等の参画と情報提供

828 地域計画の円滑かつ効果的な実施を通じて地域の特性に柔軟に対応できるよう、
829 地域計画の作成に当たっては地域住民や民間団体等の参画を得ることが重要である。
830 このため、都道府県は、地域計画の作成に際して、地域住民や民間団体等の自発的
831 参画を促す上で必要な情報提供を行い、透明性の確保に努める。

832

833 ⑤ 地域計画の変更

834 都道府県は、計画作成後、計画の事項を定期的に点検するとともに、海岸や地域
835 の状況の変化や計画の実施状況等に応じて地域計画の変更を検討し、必要があると
836 認める場合は、速やかに、地域計画の変更を行うことが望まれる。

837

838 第3 海岸漂着物対策推進協議会に関する基本的事項

839

840 1. 協議会の意義

841 地域における海岸漂着物対策の推進を図るためには、都道府県、地域住民、民間団
842 体、関係地方公共団体、関係行政機関等地域の多様な主体が参加・連携して、相互に
843 情報を共有し、十分な意思疎通を図りながら取組を進めていくことが重要である。こ
844 のためには、様々な意見を取り込みながら、関係者の連絡調整を図るための共通の場
845 が必要である。また、海岸漂着物等の発生抑制を効果的に進めるためには、流域圏で、
846 内陸から沿岸に渡る関係主体が一体となって海岸漂着物対策を行うことが必要であ
847 る。

848 協議会は、地域においてこのような機能を果たすものとして設けられるものであり、
849 都道府県は、地域の関係者が円滑な意思疎通や連絡調整を図るため、積極的に協議会
850 の設置を行うことが望まれる。そして、協議会を活用して関係者が相互の取組状況を
851 定期的に点検するとともに、その結果に沿って、取組の見直しを行うことが望まれる。

852

853 2. 協議会の組織

854 (1) 幅広い主体の参加

855 ア 海岸漂着物対策の推進に当たっては、地域の様々な主体の連携が必要である。

856 このため、都道府県は、協議会の効率的な運営に配慮しつつ、可能な限り、内陸
857 地域から沿岸地域までの多様な主体の参加の機会を確保するよう努める。

858 イ 協議会には、都道府県のほか、地域住民、民間団体、関係地方公共団体、関係
859 行政機関の関係者が広く参加することが望まれる。加えて、必要に応じ、地域の
860 海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者や事業者等の協議会への参加を確保
861 することも重要である。

862 ウ 海岸漂着物対策について幅広い主体が連携・協力して取り組むべき地域は、特
863 定の都道府県の区域を越えて広がっている場合も想定される。こうした場合には
864 複数の都道府県が協力して共同で協議会を設置することが可能である。

865

866 (2) 協議会の体制

867 ア 協議会の体制については、効率的な運営に留意し、団体を含む場合はその代表
868 等から構成することによって、適切なものとするのが望まれる。

869 イ 協議会の円滑な運営を確保するため、協議会の事務処理体制を整えておくこと
870 が望まれる。

871

872 3. 協議会の運営

873 ア 協議会の運営に際しては、協議会における総意の下、公正かつ適正な運営に留意
874 する。

875 イ 協議会の議事は原則公開とし、協議会の運営に係る透明性を確保する。また、協
876 議会の運営に際して、地域内の専門家だけでなく、必要に応じて、外部の専門家や
877 学識経験者等からの意見聴取を行う。

878 ウ 協議会については、運営規則に基づく適切な運営の確保が望まれる。

879 エ 協議会は、地域計画の進捗状況の確認や必要に応じた見直し等を適時に行うため
880 継続的な運営が求められることから、定期的を開催されることが望まれる。

881

882 第4 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に
883 関する重要事項

884

885 1. 推進体制

886 (1) 政府の推進体制

887 海岸漂着物対策に関連する施策を関係省庁が連携して実施するため、関係各省庁相
888 互間の緊密な連携の確保を図ることが重要である。

889 このため、環境省その他の関係行政機関は、海岸漂着物対策推進会議での円滑かつ
890 適切な連絡調整等を通じて相互に連携の強化を図ることが必要である。

891 また、海岸漂着物対策推進会議は、対策に関する事項について専門家会議による進
892 言を得て、適切に運営されるよう留意されなければならない。

893

894 (2) 政府・地方公共団体間の推進体制

895 政府は、地方公共団体の担当者会議等を活用し、地方公共団体と緊密な情報交換を
896 行う等、地方公共団体との連携を図るものとする。

897 その際には、地方公共団体内で環境部局と海岸部局を始め関係部局間の横断的な連
898 携が図られるよう、関係府省が連携して適切な配慮を行う。

899

900 (3) 地方公共団体の推進体制

901 ① 都道府県内部での連携

902 都道府県の内部では、環境部局と海岸部局を始め、農林水産、土木、教育等関連
903 部局間の横断的な連携が図られることが重要であり、関係部局間の連絡調整のため
904 の体制の整備が図られることが望まれる。

905

906 ② 都道府県・市町村間の連携

907 海岸漂着物対策の推進に際し、都道府県と関係市町村との連携が図られるよう、
908 協議会の活用を始め、相互の連絡調整等を円滑に図るために必要な体制を整備する
909 ことが望まれる。

910

911 ③ 都道府県間の連携

912 都道府県は、地域外から流入する海岸漂着物等への対応や、海岸漂着物等の発生

913 抑制での連携・協力が円滑に図られるよう、近隣の都道府県と必要な体制を整備す
914 ることが望まれる。

915

916 ④ 民間団体、事業者等との連携

917 都道府県や市町村においては、それぞれの地域ごとに活動する民間団体、事業者
918 等が異なる場合があるため、都道府県・市町村間又は都道府県間の連携と併せて、
919 各地域の民間団体、事業者等の連携も図られるよう配慮することが重要である。そ
920 の際には、広域的なネットワークを構築して活動している民間団体等がコーディネ
921 ーターとしての役割を果たし得ることから、このような主体との連携を図ることが
922 有益である。

923 また、これまで、地域において様々な主体の連携により実施されてきた海岸漂着
924 物対策をさらに拡大、効率化し、加速化させるためには、科学的なデータに基づき、
925 他の地域や分野での施策の成功事例を取り入れながら、内陸地域から沿岸地域まで
926 の各主体が連携し一体となって複数主体の取組を有機的に組み合わせて進めること
927 が必要であることから、協議会等を活用しつつ、関係主体間で広く情報を共有し、
928 連携・協力を図ることが重要である。

929

930 (4) 海岸漂着物対策活動推進員等の活用

931 海岸漂着物対策活動推進員等は、地域の海岸漂着物対策の重要性に関する住民の
932 理解の深化、流域圏の内陸地域から沿岸地域までの各主体が一体となった取組、住
933 民や民間団体等に対する助言や情報提供その他の協力の実施等、地域の海岸漂着物
934 対策に係るパートナーシップづくりの中核的役割を担うことが期待される。

935 このため、都道府県は、住民や民間団体への情報提供や海岸漂着物等の処理等に
936 関する助言の実施、普及啓発等に当たって、海岸漂着物対策活動推進員等を委嘱等
937 し、積極的に活用することが望まれる。

938

939 2. 各種施策の点検

940 政府は、海岸漂着物対策に関する各種施策について、毎年の実施状況等を把握し、
941 公表するよう努める。また、施策の実施状況等を勘案し、施策の改善又は新たな施策
942 の検討等必要な措置を講ずる。

943 別紙 注釈

944

945 ¹ マイクロプラスチック：微細なプラスチック類のこと。一般に 5mm 以下のものをいう。
946 含有・吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念され
947 ている。

948 ² 持続可能な開発目標（SDGs）：2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後
949 継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030
950 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。17 の重要項目ごと
951 の到達先を示した地球規模レベルでの目標（ゴール）が設定されている。

952 ³ 海洋ごみに対する G20 行動計画：2017 年 7 月の G20 ハンブルク・サミット（ドイツ）
953 において、G20 では初めて海洋ごみ問題が取り上げられ、合意された行動計画。海洋
954 ごみを防止するための政策策定の促進、廃棄物防止及び資源効率の促進、持続可能な
955 廃棄物管理の促進、意識向上、教育及び調査の促進等の取組を盛り込む。

956 ⁴ 循環型社会：製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源とな
957 った場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及
958 び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然
959 資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

960 ⁵ バイオプラスチック：バイオマス由来のプラスチック（原料として植物などの再生可
961 能な有機資源を使用するプラスチック素材）と生分解性のプラスチック（プラスチッ
962 クとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生
963 物などの動きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つ
964 プラスチック）の総称。

965 ⁶ スクラブ製品：角質除去や清浄の目的で、研磨剤（スクラブ剤）が配合された洗顔料
966 等の製品。

967 ⁷ マイクロビーズ：人為的に製造された粒子状のマイクロプラスチック。

968 ⁸ ペレット：球形又は円柱形に固めた造立物。プラスチックなどの工業原料を加工しや
969 すいように 3～5 mm 程度の粒子状にしたもの。

970 ⁹ リスクコミュニケーション：国民、国、地方公共団体、NPO・NGO、事業者等の関係す
971 る全ての者が、化学物質などによる環境リスクの程度、環境リスクに対する感じ方・
972 考え方、対策などについて、情報を共有しつつ、意見の交換を図り、相互の信頼を築
973 き理解を促進するため、対話を進めていくもの。

974 ¹⁰ 海岸漂着物対策専門家会議：海岸漂着物処理推進法第 30 条第 2 項に基づき、海岸漂

975 着物対策に関し専門的知識を有する者によって構成される会議。海岸漂着物対策の推
976 進に係る事項について、海岸漂着物対策推進会議に進言する。

977 ¹¹ 海岸漂着物対策推進協議会：海岸漂着物処理推進法第 15 条第 1 項に基づき、都道府
978 県が、都道府県の地域計画の作成又は変更に関する協議や海岸漂着物対策の推進に係
979 る連絡調整を行うために、単独で又は共同して組織する協議会。

980 ¹² 北西大西洋地域海行動計画（NOWPAP）：北西太平洋地域における海洋及び沿岸の環境
981 保全・管理・開発のための行動計画。1994 年 9 月、日本、韓国、中国及びロシアが出
982 席して第 1 回政府間会合（韓国・ソウル）を開催し、関係国が協同して NOWPAP に取り
983 組むことを承認した。同行動計画を踏まえたプロジェクトが進められている。

984 ¹³ ASEAN+3：ASEAN 加盟 10 か国に、日本・中国・韓国が加わった 13 か国の会議。1997
985 年から首脳会議等が開催されている。

986 ¹⁴ エシカル消費：消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、
987 そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと。